

平成30年 第8回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 平成30年8月9日（木曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第8回会議議事録

- 1 開催日時 平成30年8月9日 午後1時30分
 - 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター大会議室
 - 3 出席委員 18名
1番委員 榎 渕 武 重 3番委員 高 橋 俊 信 4番委員 高 橋 良 一
5番委員 廣 田 尚 夫 6番委員 石 坂 達 夫 7番委員 今 井 育 男
8番委員 吉 野 拓 夫 9番委員 星 野 榮 一 10番委員 高 橋 俊 一
11番委員 森 下 一 郎 12番委員 河 合 博 満 13番委員 小 池 正 明
14番委員 原 澤 幸 雄 15番委員 原 澤 章 16番委員 原 澤 孝 一
17番委員 内 海 美 津 江 18番委員 高 宮 玉 江 19番委員 高 橋 久 美 子
 - 4 欠席委員 1名
2番委員 櫻 井 孝 司
 - 5 議事録署名委員
12番委員 河 合 博 満 13番委員 小 池 正 明
 - 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 原 澤 真 治 郎 書記 小 林 紀 之 書記 泉 雪 江
 - 7 会議に附した事件
議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第31号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 協議事項・報告事項
(1)制限除外の農地等異動通知書について
(2)形質変更届の届出について
- その他
- 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理高橋俊一開会を宣す。

開 会
頭 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に12番委員河合博満・13番委員小池正明を指名し議事に入る。
引き続き、議事に入ります。

議案第28号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

1ページをお開きください。

議案第28号農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めらる。

別紙記入事件1件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・番号1、朗読説明）

以上、よろしくをお願いします。

議長

続いて、担当委員さんの報告をお願いします。

10番委員

10番、高橋です。

まず最初に、場所は〇号線から〇のほうへ上がる道筋になるんですけども〇というところなんです。それで、譲渡人の〇〇さんは、学校の先生だったんですけども、やめて、今、家でパソコンで何か仕事をやっているそうです。〇〇さんのほうは鉄骨業なんですけれども、もう、息子がやっています、父は手伝いながら、組合をつくってソバをつくっているんですね。それで、ここの道脇の畑に〇〇さんはソバをつくっているんですけども、ここはちょっと離れているように見えますけれども、すぐ、くっついているような状況なんです。ここが〇〇さんの畑なんですけれども、荒れています。それで誰も使わないので、一緒にここにソバをつくってもらえればという形で買ってこれということで、整地して畑にするには、手間がかかるけれども、ソバだから、畑のすぐ続きだから買いたいということで話がまとまったようです。ここも荒れています。だから、つくってもらえれば非常にありがたいという感じのところなんです。周辺には何も問題はないし、とりあえず見た限りは問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただいま高橋委員より報告いただきました。

〇〇さんから〇〇さんに売買で所有権移転の案件です。現状、荒廃をしていて買ってもらえればよくなるのではないかと報告でした。

この件につきまして、質問、意見等ございましたら、挙手の上発言願います。いかがでしょうか。

ありませんか。

（「異議なし」の声）

なければ、許可とします。

続きまして、議案第29号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。

事務局

3ページをお開きください。

議案第29号農地法第4条の規定による許可申請について。

次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があったので、意見の決定

を求める。

別紙記入事件 1 件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・番号1、朗読説明）

以上、よろしく申し上げます。

議 長

それでは、担当委員さんの報告をお願いいたします。

1 番委員

1 番櫛渕です。

現地は、〇から〇のほうに向かいまして間もなくの右手側、道路から10mくらい入っておられるかな、その場所でございます。地主さんに立ち会いでお話を伺おうと思いましたが、地主さんがちょっと都合が悪くて、事情がありまして聞けずに、1人で現地を確認させていただきました。この土地は、数年前に〇〇さんのところに譲られた土地でございます。その〇〇さんの代から、何か作物をつくるということはなかったようで、ただ、草の管理はしてあったように思っております。現地で北側農地の奥に畑が見えるんですが、これが〇〇さんという方が幾つかの作物をつくっておられますが、当人は、これをもって営農を糧にしている方ではないようなので、家庭菜園的な感覚かなと思っております。それから、北側といいますか、西側といいますか、申請地ですね、そこは水田になっておられますが、もう2年ぐらい耕作してなくて、きれいに、いっぱい生えているんですが、全部ヒエでございます。この辺で耕作されているのは〇〇さんだけで、あとは何も報告がありません。それなので、皆様の判断を仰ぎたいと思っております。

以上です。

議 長

ありがとうございます。

ただいま櫛渕委員より説明いただきました。〇〇さんですね、借家用の住宅を建てるということで転用したいという案件です。質問、意見等ございましたら挙手願います。

質問ありますか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

なければ、許可相当と決めます。

続きまして、議案第30号農地法第5条の規定による許可申請について。

事務局より説明申し上げます。

事務局

5ページをお開きください。

議案第30号農地法第5条の規定による許可申請について。次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。

別紙記入事件、2件です。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございます。

では、番号1番、〇の田ですけれども、〇〇さん所有の土地ですね、一般個

人住宅用地として〇〇さんですね、売買による所有権移転、担当委員さんの説明をお願いします。

1 番委員

1 番、櫛淵です。

昨年だと思いましたが、この区画に1区画、一番上ですね、これで見ると地番が〇ですか、それを、ここに3区画予定している2番目のところが売れたという今回の申請でございます。前の状況はこの前も説明しているし、こちらにいないところでは、ソバを〇〇さんが若干つくっておられたり、それから前のほう、南側を太陽光が目いっぱい来ております。それから西側というか、南西方向に水田があっておられますが、南西方向なので。2階はないような設計図になっておられるような住宅でございますので、そちらのほうにも影響することはないように考えております。

以上です。

議 長

ありがとうございます。

ただいま櫛淵委員に報告いただきました。

引き続き、前のほうの住宅の建っている続きにだんだん建ってきているというような状況です。

この案件につき、質問、意見等ございましたら挙手の上発言願います。いかがでしょうか。

なければ、許可相当といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、許可相当と決めます。

続きまして、番号2番、〇の農地、畑を、〇〇で駐車場として使用したいという案件です。

担当委員さんの報告をお願いいたします。

1 番委員

櫛淵です。

〇〇は、皆さん、場所をご存じと思いますので、その北側といいますか、その場所でございます。それで、地主さんの〇〇さんに8月5日ごろだったかな、朝、お電話をして、ちょっと立ち会ってくれと。ここは状況を知っていましたが、ちょっと問題が多い、私もちょっと引かかるものがあったので、地主さんに。というのは、事前使用されているような、先ほどの写真でもあったように、もう申請地に車の出入りしていたり、それから駐車場、確かに柿が植栽されておるんですが、使っておる状況があったものですから、地主さんのほうに立ち会いをお願いして、いろいろお話を伺いました。下側ですね、南側、そこには〇の〇があったので、そこは宅地になっていて、〇〇さんが相続したのは今年の3月ぐらいだったかな相続したんですが、お父さんとの契約で、〇〇さんが、その宅地の部分に関しては、もうお借りしてあったのだということでございます。今回、上の畑もちょっと相続したり、それから地元の人たちもそういう面で、あれは畑だよなというようなことがあったものですから見ていたので、今回の申請になったようですし、〇〇さんにも事情がありまして、台数がふえそうなので、もうちょっと駐車場の用地を確保したいというようなこともあったようです。今回のこの申請になったわけですが、今、事務局説明があったように、状況的には、ここを駐車場にしても営農されてい

る方が、柿などをつくっておられる方が周りにちょっとないので、そちらのほうの心配はないと思いますが、事前使用ということで、先ほど事務局が読み上げていただいたように、始末書が添付されているので、その辺で、皆さんの判断を仰ぎたいと思っております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいま榎渕委員より報告をいただきました。

この案件について質問、意見等がございましたら挙手の上発言願います。いかがでしょうか。

実は私もこの資料をいただいたときに、許可前に車がいっぱいとまっているなというようなことを見かけたものですから、現地を見て、やはり実際に使用しているというような状況でいたので、始末書ぐらいはつけてもらわないと、ほかの案件とのバランスがあるので、おかしいんじゃないかなというお話を聞いているところでありました。事業拡大で駐車場が必要だということでしたので、皆さん、理解いただければ、許可相当としたいと思いますが。

(「異議なし」の声)

それでは、許可相当と決めます。

続きまして、議案第31号農用地利用集積計画に対する意見決定について、事務局よりお願いいたします。

事務局

7ページをお開きください。

議案第31号農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求めます。

別紙記入事件3件です。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田は賃貸借の通年2,524㎡、畑は賃貸借の通年7,670㎡、合計1万194㎡です。貸し手は3戸、借り手は3戸でございます。設定期間は、田、10年、畑、5年、10年です。

9ページから総括表がございますので、ごらんいただくようお願いいたします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございます。

それでは、今ご説明いただきました。ちょっとご確認ください。

何か意見ございますか。

なければ、承認と決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、承認と決めます。

続きまして、5番ですね、協議事項・報告事項が1件あります。

(1) 制限除外の農地等異動通知書について、事務局よりお願いいたします。

事務局 10ページをごらんください。
協議事項・報告事項（1）、農地法第4条第1項第8号及び農地法第5条第1項第7号による届出書について報告いたします。
◇（議案書・番号1、朗読説明）
以上、報告事項を終わります。

議長 14ページの工事期間というところが、平成30年4月1日からということになっていまして、その後は、ずっと用地ですっと使うという。

事務局 届出の申請には鉄塔敷として永年という形です。

議長 永年に使う。

事務局 そうです。

議長 この14ページのところは。

事務局 そうですね。当然、個人の方との契約は、当然、恐らく10年、20年というスパンなんでしょうけれども、一応、届出の申請の内容とすれば永年というような形です。

議長 10ページから13ページまでは工事用地ということで。

事務局 そうですね。工事が終了すれば農地に戻すと。

議長 わかりました。
質問等ございますか。
なければ、報告事項（1）を終了いたします。
続きまして、（2）の形質変更届による届出について、事務局よりお願いいたします。

事務局 16ページをごらんください。
協議事項・報告事項（2）形質変更届による届出について報告いたします。
◇（議案書・番号1、朗読説明）
以上となります。

議長 ありがとうございます。
それでは、5番を終了しまして、6番のその他、事務局より何かないですか。

事務局 ありません。

議長 皆さんのほうで何かありますか。
ありませんか。なければですね、議事のほうは終了ということですので。

閉会 みなかみ町農業委員会職務代理高橋俊一閉会を宣す。

|

〔午後3時00分〕